

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

【氏名】 原田 知佳

【所属】（助成決定時）名古屋大学大学院教育発達科学研究科

【研究題目】

社会的自己制御が逸脱行為に及ぼす影響プロセスの国際比較—日・韓・中・米の青年期を対象に—

【研究の目的】

従来から、他者や集団との相互作用がある社会的場面での自己制御機能は、個人を取り囲む社会・文化の特質に強く規定されることが指摘されている。幼児を対象とした研究では自己制御に関する比較文化的検討が実施されているが（e.g., Olson & Kashiwagi, 2000）、青年期においては未検討のままである。そこで、本研究では、青年期を対象に、“社会的場面で、個人の欲求や意思と現状認知との間でズレが起こった時に、内的・外的基準の必要性に応じて自己を主張、もしくは抑制する能力”である社会的自己制御（Social Self-Regulation; SSR）の文化差を検討することを第一の目的とした。

また、SSR は反社会的行動の抑止要因であり、我が国の青年期においては、SSR の自己主張と自己抑制の両側面のバランスが重要な役割を果たすことが報告されている（原田・吉澤・吉田, 2009）。欧米においては、逸脱行為を説明する主要な要因として自己抑制的側面のみに注目されているため（e.g., Gottfredson, & Hirschi, 1990）、日本と同様の傾向が示されるか否かについては明らかになっていない。そこで、各文化における SSR と逸脱行為との関連について検討を行うことを第二の目的とした。

【研究の内容・方法】

国際比較の対象として、相互協調的文化に該当するものの、異なる社会的価値観や社会システムを持つ日本・韓国・中国、そして相互独立的文化を代表する米国の4国を対象とした。大学生を対象に質問紙調査を実施し、日本524名、韓国349名、中国284名、米国113名の計1270名（平均20.36歳、 $SD = 1.24$ ）を分析対象とした。質問紙の構成は、以下のとおりである。

- (1) 社会的自己制御尺度（29項目、5件法）：自己主張（項目例：「たとえ言いにくくても、間違っていることは指摘できる」）と自己抑制（項目例：「皆でやるべき課題があるときは、遊びたい衝動に駆られても我慢できる」）の2側面からなる原田・吉澤・吉田（2008）の尺度を用いた。国ごとに行った因子分析の結果からは、いずれの国においても、自己主張と自己抑制の2因子から構成されることが確認された。
- (2) 逸脱行為：吉澤・吉田（2004）の社会的逸脱行為尺度、Elliot & Ageton（1980）の改訂版 self-report delinquency をもとに、各国の事情に合わせて修正したものをを用いた。日本・中国では20項目、韓国では14項目、米国では25項目を用い、各行為（項目例：「人をおどして、お金や物を取り上げる」）の高校時代の経験頻度について5件法で回答を求めた。

上記の質問紙調査のデータをもとに、SSRの文化差を検討したところ、日本は韓国・中国・米国よりも自己主張が低く、中国は日本・韓国・米国よりも自己抑制が高いという結果が示された。また、SSRが逸脱行為に及ぼす影響を検討したところ、日本でのみ、自己主張と自己抑制の交互作用的影響が示され、自己抑制を身につけずに自己主張のみを身につけることが逸脱行為の実行に結びつきやすいことが確認された。これに対し、韓国・中国・米国では自己抑制のみが逸脱行為と関連しており、自己抑制の低さが逸脱行為の実行に結びつきやすいという結果が示された。

【結論・考察】

本研究の結果より、SSRの自己主張、自己抑制の両側面ともに文化差が確認された。日本は米国よりも自己主張が低いという結果は、幼児期対象の研究でも確認されているが（e.g., 堂野, 1996）、日本における自己主張は同じ相互協調的文化圏である韓国・中国と比べても低かった。日本の母親は自己主張場面でしつけが消極的になる（佐藤, 2003）、韓国・中国は日本よりも子に対して自己主張に関する発達期待を持つ母親が多い（Benesse 教育研究開発センター, 2006）といった親のしつけや期待、日本の大学生は自己主張的な振る舞いは他者から嫌われると考えている（橋本, 2009）といった文化的信念等、日本文化の特徴が他国と比べて自己主張を身につけ難くしている可能性が考えられる。当該結果は、SSRの発達が、いかにその社会の大勢が志向する自己制御のあり方との一致・不一致によって評価され、また矯正されているかを映し出すものといえるが、尺度値の比較に基づいた結果であることに留意する必要がある。今後、行動指標や、より具体的な状況を設定した場面想定での行動意図を測定することで、当該結果を確認する必要があるだろう。

また、SSRが逸脱行為に及ぼす影響については、日本とその他の国とで、影響過程が異なることが確認された。逸脱行為に及ぼす自己主張と自己抑制の交互作用的影響は、他国よりも自己主張を身につけ難い日本独自の影響である可能性が高い。当該結果は、文化によって逸脱行為の抑止方略が異なる可能性を示唆するものであり、日本を含めた各国において依然として緊迫した状態にある青少年の非行や犯罪の現状を鑑みても、貴重な知見が得られたといえよう。